

## 令和元年第4回定例会

# 歌志内市議会会議録

## 第1日目（令和元年12月17日）

---

（午前9時55分 開会）

### 開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

若干、定刻前ですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから令和元年歌志内市議会第4回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に、1番能登直樹さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

### 会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から12月19日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月19日までの3日間と決定いたしました。

### 諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案12件、市長より送付を受けた報告1件、選挙1件、決算審査特別委員会委員長より報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和元年第2回臨時会以降、昨日までの議会動向につき

ましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 報 告 第 1 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第10号株式会社歌志内振興公社第36期事業報告について（決算の修正）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

おはようございます。

報告第10号株式会社歌志内振興公社第36期事業報告について（決算の修正）。

株式会社歌志内振興公社第36期事業報告について、決算内容に修正があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

初めに、修正に至った経過について御説明いたします。

株式会社歌志内振興公社におきましては、第36期の決算確定後、法人税及び消費税等の確定申告書の提出を行ったところですが、その後、過年度分の資産計上が必要になった科目や、修正仕分けを行わなければならない科目があることが判明し、貸借対照表及び損益計算書を改めて整理した上で、9月下旬に修正申告の提出を行い、11月22日に開催された同社取締役会において報告があったところであります。

このことから、第2回定例会において御報告済みの株式会社歌志内振興公社第36期事業報告のうち、決算内容の修正となった部分について、改めて御報告するものでございます。

修正内容につきましては、定例会資料により御説明いたしますので、資料の42ページをごらん願います。

まず、損益計算書でございます。

第36期では、オゾン水装置整備に係る費用について、当初、修繕費と補助金を圧縮記帳したことにより相殺し、損益計算書上は表示されていませんでしたが、修繕費分については固定資産圧縮損として1,152万1,239円を特別損失に計上するとともに、販売費及び一般管理費に修繕費97万8,760円を追加し、市からの補助金分については、国庫補助金収入として1,250万円を特別利益に計上したところであります。

また、平成28年に取得したマイクロバスの取得費につきましては、前期損益修正益として670万6,391円を、こちらも特別利益に計上し、計1,920万6,391円となったところでございます。

これらの修正によりまして、141万3円でありました税引前当期純損失金額が529万6,389円の税引き前当期純利益金額へと黒字転換し、当期純利益金額も497万4,389

円となったところです。

次に、41ページに戻りまして、貸借対照表であります。資産の部の機械装置の1円につきましては、オゾン水装置整備に係るものであり、国庫補助金収入1,250万円から固定資産圧縮損1,152万1,239円及び修繕費に計上した97万8,760円を差し引いたものです。

また、平成28年のマイクロバス取得費につきましては、車両運搬具668万8,611円及びリサイクル預託1万7,780円にそれぞれ計上し、固定資産は2億4,480万1,630円となり、資産合計は2億6,464万150円となったところであります。

また、純資産の部の修正につきましては、先ほど説明いたしました損益計算書の修正によるもので、利益剰余金がマイナス3,862万7,398円に減少し、株主資本、純資産合計とも2億5,337万2,602円となり、負債・純資産合計が2億6,464万150円となったところです。

なお、ただいま御説明いたしました決算の修正につきましては、基本的には表示の方法の変更という処理方法であるとのことでありました。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回の決算の修正ということで、今まで余りこういったことはちょっとなかったのではないかなと思います。なぜ今回、このような形で修正しないとだめになったのか、そういったことをちょっと聞きたいのですけれども、今まで計算の仕方、仕分けの仕方を変えたとか、そういった細かいところで何か変わったのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

あと、当期純損失だったというやつが当期純利益に変わって、かなり金額が変わったのですけれども、その辺、議会に提出してもらった金額が今回大きく変わっているの、その辺のいきさつをちょっともう1回聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず1点目でございますが、第36期の決算確定後におきまして、法人税及び消費税の確定申告を行ったところですが、その後、過年度分の資産計上が必要になった科目や修正仕分けを行わなければならない科目が判明したということでございます。貸借対照表や損益計算書を改めて整理した上で、9月下旬に修正申告を行ったと伺っております。

このたびの過年度修正申告による資産計上については、修正、再表示を行った上で、法人税修正確定申告書を提出しております。なので、前回の御報告いたしました決算書では反映されていない項目として、機械装置の圧縮備忘価格1円と、車両運搬具購入価格668万8,611円、そして車両のリサイクル預託金1万7,780円の項目が修正計上されています。したがって、修正前と修正後の差異は、これらの合計である670万6,392円となっております。

また、金額のある程度、497万4,389円、経営状況からすると、利益というふうになっておりますが、経営状況の判断におきましては、一般的には、一番注目されなければならないのが当純利益ではなくて、損益計算書において計上利益であると言われておりますので、歌志内振興公社におきましては、計上損失金としてマイナス238万8,763円であります。

ので、経営は安定しているとはまだ言えず、安易に判断することはできないものと考えております。当期におきましては、臨時的な特別損益が加減された結果であるというふうと考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今の説明であれなのですけれども、たまたま車両運搬の部分で670万円ぐらいですね。その分、多く、ちょっと科目をつくらないとだめだということになっていのですけれども、今後、こういった何か大きいものを購入したとか、そういったときに、こういった訂正が今後ないようにしていただきたいのですけれども、その辺のチェック機能というのですか、それはどういうふうに今後していくのか、ちょっと聞いておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） このたびの振興公社におきましての修正につきまして、このようなことになったという部分でございますので、次回の時期、修正等がないように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第10号は報告済みといたします。

## 報 告 第 1 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第11号議案第42号平成30年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第43号平成30年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、以上、令和元年9月25日決算審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、本田加津子さん。

○決算審査特別委員会委員長（本田加津子君） ー登壇ー

報告第11号議案第42号平成30年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第43号平成30年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

次ページをお開き願います。

決算審査特別委員会審査報告書。

当委員会に閉会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第42号平成30年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第43号平成30年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

（令和元年9月25日付託）。

2、審査の経過。

11月12日、13日、14日の3日間、これが審査のため本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

認定すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第42号及び議案第43号について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、一括採決することに決しました。

これより、議案第42号及び議案第43号について、一括採決をいたします。

この本件に対する決算審査特別委員長の報告は、いずれも認定すべきものであります。

本件は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号及び議案第43号の2件は、いずれも決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

## 選 挙 第 1 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 選挙第10号歌志内市選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、東利雄さん、加藤園美さん、相河祐子さん、小川正芳さん、以上4名を指名いたします。

補充員は、補充の順位別に、第1順位に柴田幸子さん、第2順位に高橋謙二さん、第3順位に折原智恵子さん、第4順位に木本潤さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました方々を、選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、歌志内市選挙管理委員は、東利雄さん、加藤園美さん、相河祐子さん、小川正芳さん、以上4名が、歌志内市選挙管理委員補充員は、第1順位に柴田幸子さん、第2順位に高橋謙二さん、第3順位に折原智恵子さん、第4順位に木本潤さん、以上4名が当選されました。

## 議案第48号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第48号歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第48号歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当該職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

第1条は、趣旨の規定でございます。

この条例は、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与、費用弁償について定めるものでございます。

第2条は、会計年度任用職員の給与の規定でございます。

第1項は、1週間の勤務時間が常勤の職員と同一となるフルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当、1週間の勤務時間が常勤の職員より短いパートタイム会計年度任用職員の給与については、報酬及び期末手当であることを定めるものでございます。

第2項は、給与の支払い方法について定めるものでございます。

第3条から第10条までは、第2条第1項で規定のフルタイム会計年度任用職員に係る給料及び各手当のほか、端数処理や勤務1時間当たりの給与額の算出方法などについて定めるものでございますが、給料及び各手当については職員給与条例を準用し、端数処理等の規定については常勤の職員に適用する規定にならい、定めております。

第11条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の規定でございます。

第1項から第3項では、月額、日額及び時間額の報酬の額の算出方法について定めており、第4項において、月額等報酬額を算出する際の基準額は、第3条から第5条までの規定を適用

し、フルタイム会計年度任用職員と仮定した場合の給料月額とすることを定めるものとさせていただきます。

第12条から第15条までは、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬の規定でございます。

パートタイム会計年度任用職員の給与については、第2条で御説明のとおり、報酬により支払うこととなりますので、労働基準法の規定を踏まえ、職員給与条例の関係手当の規定にならない、それぞれを手当に相当する報酬として支給できるよう定めるものとさせていただきます。

第16条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理の規定でございますが、常勤の職員に適用する規定にならない、定めるものとさせていただきます。

第17条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の規定でございます。

地方自治法の改正により、パートタイム会計年度任用職員への期末手当の支給が可能となることから、第1項において、任期の定めが6カ月以上のパートタイム会計年度任用職員に職員給与条例を準用し、期末手当を支給できるよう定めるものとさせていただきます。

第2項及び第3項については、任期の定めが6カ月に満たない場合、1会計年度内における再度の任用や、前会計年度により引き続いている会計年度任用職員としての任期の合計が6カ月以上になったときは、任期の定めが6カ月以上として取り扱うことができる規定を定めるものとさせていただきます。

第18条から第21条までは、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給、勤務1時間当たりの報酬額及び報酬の減額の規定でございます。

報酬の支給の規定では、報酬の計算期間や支給日等について定めるものとさせていただきます。勤務1時間当たりの報酬額及び報酬の減額の規定については、フルタイム会計年度任用職員と同じく、常勤の職員に適用する規定にならない、定めるものとさせていただきます。

第21条は、会計年度任用職員の給与からの控除の規定でございますが、職員給与条例を準用することを定めるものとさせていただきます。

第22条は、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与の規定でございます。

これは、本条例第2条から第21条までの規定により、任用することが困難な職種に適用する例外的な規定を定めるものとさせていただきます。

第23条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の規定でございます。

パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用は、費用弁償の対象となることから、職員給与条例の通勤手当の規定にならない、定めるものとさせていただきます。

第24条は、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償の規定でございます。

第1項では、パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行を命じられた場合、旅行に係る費用を費用弁償により支給することを定め、第2項において、費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例の例によることを定めるものとさせていただきます。

第25条は、委任の規定で、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものとさせていただきます。

附則。

第1項は、施行期日でございます。

この条例は、令和2年4月1日からの施行を定めるものとさせていただきます。

第2項は、報酬等に関する特例でございます。

施行日の前日において本市の嘱託職員であった者が、引き続き同一と認められる職務に従事

する会計年度任用職員となった場合、本条例による給料に相当する報酬及び期末手当の年間見込総額が、前年度におけるその者が受給していた報酬及び期末手当に相当する賃金の年間給付総額に達しないときは、必要と認められる限度において、令和5年3月31日までの間、必要な調整を行うことができることを定めるものでございます。

第3項は、令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例でございます。

施行日の前日において、本市の嘱託職員であった者の、令和元年12月2日以降、施行日の前日までの引き続いた在職期間について、令和2年6月に支給する期末手当に限り、通算することを定めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点かお聞きしたいと思います。

今回の制度移行について、当市で何人が該当するのか、聞いておきたいと思います。

もう一つ、報酬などの説明はあったのですけれども、月額賃金についてなのですけれども、これはいろいろ見ると、下がる事例というの也被われていまして、そういうふうに月額賃金が下がると大変困ると思うのですけれども、当市の場合はどういうふうになるのか、聞いておきたいと思います。

あともう一つ、この給与と費用弁償に関するということなので、当然、雇用の仕方というのを考えられると思うのですけれども、雇用の方法について、会計年度ごとの契約ということになるのか、ちょっと聞いておきたいと思います。歌志内市の場合はどういうふうになるのか、聞いておきたいと思います。

三つです。

○議長（川野敏夫君） 外川総務課主幹。

○総務課主幹（外川純君） まず1点目、対象となる人数についてでございます。市役所、教育委員会、消防本部、市立病院、合計で91名が現在の対象の方から移行予定ということにしております。

報酬に関してですが、今回の国からの通知等で、現在の職員の方が身分を移行するという対象になる場合は、不利益にならないよう配慮することが通知されております。その旨に従いまして、本市においては、報酬が下がる事例というのはつくりたくないというようにしております。

賃金の関係については、基本的には下がる方はいらっしゃいません。嘱託の方は、期末手当の都合がありまして、年収のベースでいうと下がるケースというのが出てきてしまうので、その旨、今回の条例、附則の第2項において、賃金の年間給付総額に達しないときは調整できるということで、年収ベースで下がらないようにできるような制度としております。

3点目、雇用の仕方に関しては、これは文字どおり、会計年度任用職員ということで、1会計年度ごとの任用ということになります。ただ、募集に関しては、今回、改めて制度がスタートするというので、2月に公募というのを原則として、以降は3年に一度の公募ということを想定しております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） まず、人数、91名ということで、この方々があとは移行するかどうかということなのですけれども、この対象になる方々について、この間、ヒアリングなど、いろ

いろ話し合いというのを、こういうふうになりますよという、大事なことだと思うのですよね。そういった話し合いというのは設けてきたのか、伺っておきたいと思います。

もう一つですけれども、賃金のほうは下がらないようにするということをもらいましたけれども、その辺、フルタイム、パートタイム、いろいろやり方があるので、そのときのやり方によるのですけれども、期末手当など、こういった形のをきちんと支給されるのかどうなのかというのをここで聞いておきたいと思います。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 外川総務課主幹。

○総務課主幹（外川純君） まず、個別のヒアリング等ということですが、条例の確定前でございまして、細かい個人ごとの説明に至るのは今後ということになります。事前のヒアリング等は行っておりません。

2点目、期末手当の関係ですけれども、これはパートタイム会計年度のほうが時間が短いのですけれども、1週間の平均勤務時間15時間30分未満の方については、期末手当の対象外となります。これは労働制の問題でして、週2日に見合う勤務時間未満という短い期間になると、本格的な職務の従事と言いがたいと考えられておりまして、そこを基準にして、15時間30分を超える場合に対しては期末手当が支給されるということになります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 個別のヒアリング等は行っていないということなのですが、結構な人数がいるので、来年の4月1日からやらないとだめなので、きちんと話し合いをして、賃金が下がる、下がらない、そういったことも大きな問題だと思うので、心配している方々が多いと思うのですよね、どういうふうになるのかなという。その辺、きちんと該当する方々に説明をして、納得をしていただいて、気持ちよく働いていただくというのが庁舎の中ではやるべきことかなと思うのですけれども、これ、4月1日まで、運用するまでの間に、きちんとそういった方々に話し合いの場を持てるのかどうなのか、ここでちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 外川総務課主幹。

○総務課主幹（外川純君） 御指摘のとおり、一人一人の生活にかかわる問題だと認識しておりますので、それぞれいろいろな条件がございまして、1件1件、予算もございまして、整理して、説明していくこととしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

## 議案第49号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第49号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第49号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係する条例の規定を整備するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

第1条は、歌志内市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正でございます。

休職の効果の規定に、会計年度任用職員の休職期間については任期の範囲内となる規定を追加するほか、懲戒の効果の規定のうち、減給について、パートタイム会計年度任用職員は給料に相当する報酬額となるよう条文を整備するものでございます。

第2条は、歌志内市職員給与条例の一部改正でございます。

これまでの臨時または嘱託職員の給与に関する取り扱いの規定を、会計年度任用職員の給与に関する規定に改めるものでございます。

資料の2ページにまいります。

第3条は、歌志内市職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。

地方公務員法の改正により、特別職の非常勤職員の任用要件が厳格化されることに伴い、条文を整備するものでございます。

第4条は、歌志内市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正でございます。

会計年度任用職員のうち、夜間、病棟で看護等に従事する看護師、准看護師以外の職員に対して手当を支給できるよう、条文を整備するものでございます。

第5条は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございます。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、時間額による報酬や給料により支給される職員の規定を、国の条例、例にならい、追加するものでございます。

資料の3ページにまいります。

第6条は、歌志内市職員定数条例の一部改正でございます。

定数外職員の規定に会計年度任用職員を追加するなど、条文を整備するものでございます。

第7条は、歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

会計年度任用職員のうち、要件を満たす者について、この条例により、育児休業等が取得できるよう、国の条例、例にならい、条文を整備するものでございます。

資料の 8 ページにまいります。

第 8 条は、歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

これまでの非常勤職員等の勤務時間、休暇等の規定を会計年度任用職員に関する規定に改めるものでございます。

第 9 条は、歌志内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

会計年度任用職員のうち、フルタイムで任用された場合は、常勤の職員と同様に、報告の対象となるよう、条文を整備するものでございます。

資料の 9 ページにまいります。

第 10 条は、公益的法人等への歌志内市職員の派遣等に関する条例の一部改正でございますが、これは地方公務員法の改正により、引用条項及び文言を整備するものでございます。

本文の附則にまいります。

附則。

第 1 項は、施行期日でございます。

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日からの施行を定めるものでございます。

第 2 項は、経過措置でございます。

この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、施行日以後に発生した事故に係る補償から適用することを定めるものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第 49 号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第 9 議案第 50 号固定資産税の減免の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第 50 号固定資産税の減免の特例に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、本市の総合計画等において、主要観光施設に位置づけている株式会社歌志内振興公社所有の保養施設を維持することによる地域経済の活性化及び同社の経営安定に資するた

め、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

固定資産税の減免の特例に関する条例。

株式会社歌志内振興公社が所有する固定資産で、うたしないチロルの湯及びアリーナチロルに対する固定資産税を令和2年度から3年間免除するものとする。

この減免措置につきましては、議員各位の御理解のもと、平成20年度から開始されており、現行の条例において、本年度末まで実施することとしております。

この間、同社においては、人件費削減などの自助努力により、経営健全化を図っておりますが、決算状況を見ますと、周辺人口の減少や近隣施設のリニューアルなどの影響により、多くの累積赤字を抱えており、厳しい経営を余儀なくされている状況下においては、今後も必要な支援であると判断されますので、同社からの要請に応じ、引き続き令和2年度から4年度までの3年間、減免措置を講じようとするものであります。

附則。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、固定資産税の減免の特例に関する条例（平成28年条例第24号）は廃止する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第51号歌志内市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第51号歌志内市下水道事業の設置等に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市下水道に係る事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する財務規定等の適用を開始することから、必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市下水道事業の設置等に関する条例。

第1条は、下水道事業の設置の規定でございます。

市民の公衆衛生の向上などに寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置することを定めるものでございます。

第2条は、地方公営企業法の一部適用の規定でございます。

これまで特別会計において会計処理を行ってきました公共下水道事業について、国より公営企業会計の適用の拡大を求められたことから、地方公営企業法に基づく財務規定等を適用することを定めるものでございます。

第3条は、経営の基本の規定でございます。

企業会計の適用を行うに当たり、独立採算制の原則に沿うほか、公共性のある事業であることを念頭に運営することを定めるもので、第2項では、排水区域、排水面積及び排水人口を下水道法第4条第1項の事業計画に定めることとしております。

第4条は、利益処分の方法及び積立金の取崩しの規定でございます。

毎年度、決算時において、利益剰余金が生じた際の処理方法及び目的別に積み立てる規定のほか、積立金の取り崩しに関する規定を定めるものでございます。

第5条は、重要な資産の取得及び処分の規定でございます。

地方公営企業法の規定により、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分の要件等について定めるものでございます。

第6条は、職員の賠償責任の免除の規定でございます。

下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任を免除する場合、議会の同意を得なければならないことを定めるものでございます。

第7条は、業務状況の公表の規定でございます。

地方公営企業法に義務づけられている半年ごとの事業の概況や経営の状況等を公表することについて定めるものでございます。

附則。

第1項は、施行期日でございます。

この条例は、令和2年4月1日から、附則第4項の規定を令和5年4月1日からの施行を定めるものでございます。

附則第2項は、歌志内市公共下水道設置条例の廃止でございます。

本条例の歌志内市公共下水道設置条例の内容を集約することから、廃止するものでございます。

第3項は、経過措置でございます。

地方公営企業法に基づく会計事務の処理については、令和5年度から適用し、それ以前は従前の例により処理することを定めるものでございます。

第4項は、歌志内市特別会計条例の一部改正でございます。

令和5年度から地方公営企業法に基づく会計事務の処理を適用することに伴い、歌志内市特別会計条例から第3号に規定されている市営公共下水道特別会計を削るものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回、新しい下水道事業の設置ということなのですけれども、中身を見ると、結構多岐にわたって業務が及ぶのではないかなと思うのですけれども、そこで、この事業をやるに当たって、適正な人員配置というのが必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 今現在の庁内の組織状況から、いろいろと総務課含めて検討はしているところがございますけれども、現在の状況からすると、かなり職員数も軽減している中でのやりくりになりますので、かなり厳しい状況であることは御存じかと思えます。今後、室の立ち上げも含めて検討はしていきたいと思えますが、状況によっては、今ある現有職員含めて、担当職員、そして、さらに複数対応できるかどうかも含めて、今後、検討していかなければならないかなと思っております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） どの部署も限られた人数で人員配置を行っていて、こういった形の事業が新しく展開されるということになると、今回は下水道事業に関してなのですけれども、今後、新しい事業を行うということに関しても、人員の配置というのは今後大切になってくるかなと。やっぱり今回、この事業を設置するに当たって、ちゃんとした人員配置というのは今後考えていかないとだめだし、それに対して、この事業をうまく円滑に行うということが必要になってくると思うのですけれども、庁内できちんとした話し合いというのがされないと、事業がちゃんと進んでいかないのかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 今回の下水道の関係については、既に業務については広域で行われているということございまして、この大きな目的というのは、資産台帳管理でございます。したがって、これに大勢の人員が必要かという、私はそういうふうには思っておりません。今、歌志内の規模の人員で、この業務を行っている自治体というのは少のうございまして。歌志内としての職員数というのは、私は多いほうだと思っております。こういう中で、さらに人員をふやしていくということになりますと、御承知のとおり、地方交付税がどんどんどんどん減っている中で、さらに新しい事業を我々考えていかなければならない、御承知のとおり総合計画や何かの中でも、新しいサービス、これはソフトもハードも含めて、我々、考えていかなければならないのですが、その中で、人件費というのは経常経費になります。今、96.0というのを超えています。したがって、これがどんどん伸びていくということになりますと、行政運営というのは非常に硬化してくるというか、身動きがとれない、そういう状況になっております。

したがって、人員をふやすというよりは、中での人的な配置をさらに精査をしながら、組織としてどうあるべきかということも含めて考えていかなければ、行政がうまく回っていかないのではないかと思っております。議員御指摘の部分については十分理解できますので、行政全体の仕事の内容、それに対する職員の配置、こういうものを含めまして、機構を含めまして、今後、考えていきたいなど、そのように思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第51号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第52号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第52号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しに伴い、関係する条例の規定を整備するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の10ページをごらん願います。

第1条は、歌志内市職員給与条例の一部改正でございます。

地方公務員法の一部改正により、欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されることに伴い、期末手当などの関係条文を整備するものでございます。

第2条は、歌志内市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正でございます。

国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正により、印鑑の登録資格における成年被後見人の規定等について、要領の改正と同様に、条文を整備するものでございます。

第3条は、歌志内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

児童福祉法の一部改正により、引用条項が繰り上がることに伴い、条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第52号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時07分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

#### 議案第54号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第54号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第54号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

初めに、このたびの改正の根拠となります令和元年人事院勧告の概要につきまして、資料に基づき御説明いたしますので、定例会資料の14ページをお開き願います。

人事院勧告の概要として関係部分を抜粋しております。

上段をごらん願います。

給与勧告のポイントではありますが、給与改定の内容と考え方といたしまして、月例給、（1）俸給表につきましては、民間給与との格差387円、0.09%を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、これを踏まえ、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸についても改定を行い、平均0.1%引き上げることとなっております。

次に、手当でございますが、期末・勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう、4.45カ月分から4.5カ月分に引き上げることとなっております。

引き上げとなった0.05カ月分については、本年度は12月期の勤勉手当に配分され、来年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分されることとなっております。

それでは、議案に戻りまして、歌志内市職員給与条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じ、給料月額及び勤勉手当の支給割合等を改正するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

第1条、歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。  
改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の14ページ下段をごらん願います。

第34条の2は、勤勉手当の支給範囲及び支給額の規定でございますが、令和元年12月期勤勉手当の一般職の支給割合を0.05カ月分引き上げるほか、国と同様に、所要の文言を整理するものでございます。

別表第1、別表第3及び別表第4までの改正は、令和元年人事院勧告に伴う国の俸給表の改定に準じ、本市給料表を改正するものでございます。

第2条、歌志内市職員給与条例の一部を次のように改正する。

資料の29ページをお開き願います。

第34条の2は、勤勉手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。

令和2年度以降、一般職の6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合が均等になるよう、条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、本条例の第1条を公布の日から、第2条を令和2年4月1日からの施行を定めるものでございます。

第2項は、第1条に規定した給料表の改正は平成31年4月1日から適用し、勤勉手当の改正は令和元年12月1日からの適用を定めるものでございます。

第3項は、平成31年4月1日から支給済みの改正前の条例の規定による給与について、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす規定を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第54号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

## 議案第53号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第53号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第53号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国家公務員の一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の13ページをごらん願います。

（歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）。

第1条、歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の225」に改める。

附則に次の1項を加える。

第8項、令和元年12月に支給する期末手当に限り、第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に100分の227.5を乗じて得た額とする。

これは、期末手当の支給月数を0.05カ月分引き上げ4.5カ月分とし、令和2年度以降における支給月数が均等になるよう規定するとともに、令和元年12月の期末手当に限り、0.05カ月分の引き上げを行うこととする規定を定めるものでございます。

第2条は、特別職の職員の期末手当に関する規定を、第1条で御説明いたしました議員の期末手当と同様に改正するものでございますので、説明は省略させていただきます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項につきましては、この条例改正を令和元年12月1日から適用することを定めるものでございます。

第2項は、改正前の条例の規定により支給の期末手当については、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす規定を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第53号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第14 議案第55号歌志内市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第55号歌志内市水道料金助成条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、中空知広域水道企業団水道事業給水条例（平成18年中空知広域水道企業団条例第2号）の一部改正に伴い、水道料金の改定が行われることから、福祉料金の算定に関する規定など、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市水道料金助成条例の一部を改正する条例。

歌志内市水道料金助成条例（平成19年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の30ページをごらん願います。

第1条は目的、第2条は助成対象者の規定でございます。

福祉料金の該当世帯を算定するに当たり、現在の使用者の世帯区分によるものを、給水装置ごとの世帯区分になるよう改めるほか、対象世帯の定義のうち、母子世帯について、判断基準を税法上の名称である寡婦（寡夫）世帯に整備するものでございます。

第4条は、助成金の額の規定でございます。

福祉料金の助成額は、本来、料金の1カ月分の基本料金と、この後に御説明いたします別表に定める1カ月分の基本料金の差額となっており、所要の文言整理を行うものでございます。

次に、別表の改正でございますが、基本料金の単価を、中空知広域水道企業団の水道料金改定率にあわせ、88円の増額とし、超過料金に関する部分を削除するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、施行期日でございます。

この条例は、令和2年4月1日から、第1条及び第2条の改正規定は令和2年7月1日からの施行を定めるものでございます。

第2項は、経過措置として、中空知広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正による料金の経過措置と同様の内容を規定するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第55号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第15 議案第56号財産の貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第56号財産の貸付について御提案申し上げます。

下記により、市有地を無償貸付するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、貸付物件、土地。

所在、宇中村、地番、76番地の2のうち、地目、宅地、地積、5,366.16平方メートル。同じく地番、78番地3のうち、地目、雑種地、地積、3,952.09平方メートル、合計9,318.25平方メートル。

2、貸付期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。

3、貸付の相手方、歌志内市宇中村78番地3、株式会社歌志内振興公社、代表取締役、岩崎雄逸。

4、貸付の目的、保養施設（宿泊、浴場及び体育館）に関する事業用地として使用するため。

提案理由は、株式会社歌志内振興公社に対する経営支援として、うたしないチロルの湯及びアリーナチロルが所在する市有地を3年間、事業用地として同社へ無償貸付するため、法令の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものでございます。

株式会社歌志内振興公社への財産の貸し付けについては、議員各位の御理解のもと、平成20年9月以降、市有地の無償貸し付けについて、同社が実施する歌志内市健康の村施設活性化推進計画の着実な推進と、同社の経営を支援するため、本年度末まで議決をいただいているところであります。

同社においては、人件費の削減など、経営健全化に向け、自助努力を続けられております

が、周辺人口の減少や近隣施設のリニューアルなどの影響により、同社の経営状況は依然として厳しい状況が続くものと判断されたことから、引き続き3年間の市有地無償貸付期間の延長申請があったところであります。

本市といたしましては、同施設は貴重な観光施設であり、市民の健康増進を初め交流人口の増加による地域経済の活性化に寄与している同社への支援を、事情やむを得ないものと判断したことから、土地の無償貸し付けをするため、御提案するものであります。

なお、無償貸付地の位置図につきましては、定例会資料の31ページに掲載しておりますので、御参照願います。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第56号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第16 議案第57号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第57号指定管理者の指定について御提案申し上げます。

次のとおり、歌志内市デイ・サービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、公の施設の名称、歌志内市デイ・サービスセンター。
- 2、指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人歌志内市社会福祉協議会。
- 3、指定管理者となる団体の所在、歌志内市宇文珠95番地14。
- 4、指定の期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。

提案理由は、歌志内市デイ・サービスセンターにおける管理運営を、効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定しようとするものでございます。

指定管理者につきましては、歌志内市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の定めにより、募集要項等を定め、条例第5条第1項第1号の当該施設の性格、規模及び機能により、公募することに適さないものと判断し、社会福祉法人歌志内市社会福祉協議会

を公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしました。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定の手続であることから、指定手続条例施行規則第5条に基づく選定委員会の開催を不要とするところですが、審査の客観性、公平性を確保するため、11月8日及び18日に選定委員会を開催し、広く意見を求めたところであります。

選定委員会では、申請書とともに、提出された事業計画書、収支計画書の確認を行い、公募時の指定手続と同様に、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設の効用が最大限に発揮されるか、維持管理能力、利用者増につながる施策等、指定手続条例第4条に定める選定方法等に基づき、審議をしていただき、選定されたものでございます。

なお、指定管理者の概要、事業計画等につきましては、定例会資料の32ページから36ページにございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 2点ほど質疑させていただきます。

さらに3年間ということで、指定管理、社会福祉協議会で受けて行われるという内容でございますが、以前のもの、要するに平成29年度の計画書と今回の計画書を見比べながらの質疑になるわけでございますが、まず一番初めに、収入の面で、利用される方々が大きく変わるといふ経緯があります。その中では、ほく志会の要介護の利用者が、このたび、それが含まれていない。話によると、施設の中で一般化ということで、利用はしないのだといふことがあるようでございます。そのような関係で、新たな方を来ていただくような状況づくりをする。それと同時に、その方々が残っていただいて、さらに毎年毎年5名ずつということで3年間の計画がなされていますが、それを今、これからデイサービスのほうで、あるいは福祉協議会のほうで行っていくわけでございますが、その内容について、どのような話し合いのもとにこの計画が出されたのかということをお答えいただきたいと思っております。

もう1点であります。その結果もあつてのことなのかと思っておりますが、この収支は収入と支出、それによって全てが出てくるものだと思います。要するに入ってくるものが小さくなるのだといふような考えのもとに、収支の結果が出るわけでございますが、そこでいふと、令和2年で1,300万円、令和3年で1,090万円ですか、4年で960万円という金額が支出のマイナスといふような状況で出るのですが、それについて、どのような話し合いが行われてこの計画が提出されたのか、その内容について、2点、質疑いたしたいと思っております。お願いたします。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 1点目の御質問と2点目の部分につきまして、いずれも収入減に伴うことかなと思っておりますので、ちょっと関連いたしますので、一括的な形での御答弁にさせていただきます。

まず1点目の、言うなれば楽生園からの特定施設委託料の収入減についての御質問というふうに御理解をしております。現在、楽生園から約10名の方が特定施設として通所し、デイ・サービスセンターを御利用していただいております。今年度の決算見込みといたしましては、その部分での収入の減が約650万円程度というふうに見ております。これらが令和2年度以降、端的に言えばゼロになるということになりますので、大きな介護収入減が伴ってまいりま

す。また、29年、30年度、現在の指定管理期間において、やはり介護度の高い方がお亡くなりになったり、また、施設に入ったという事で、この部分につきましても、施設運営としては大きなマイナス要因でございました。

そのため、社会福祉協議会、施設、それぞれの関係者が、やはり利用者をふやしていくという形の中で、さまざまな形の中で動きをしているところでございます。具体的に言えば、やはり地域のアンテナを張っているのが一番、また、病院や、それから町内会の皆様に、市民の皆様様の身体状況などを聞きながら、デイ・サービスセンターへの利用を促しているというようなことを努力しながら、先ほど申し上げたとおり、想定される内容と、それから、現実的に29年、30年度で利用者が減った部分、これらを補うために、新規利用、あるいは現在利用されている方々の利用回数をふやすというようなことを全体で努力してきたというふうに思っております。

しかしながら、やはり先ほどの楽生園の方々というのは介護度が高く、利用日数も多いものですから、単年度でそれらについてを補うということは不可能だというふうに思っております。地道に利用者数をふやしていくということが最善だというふうに思っております。現在、契約人数でいけば70名、利用人数でいけば、今のところ五十数名程度まで回復しておりますので、さらに新規での利用増等を努力していただき、経営の安定化に向けていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 確かに入ってくるものというのは、利用していただける方々、そして、その数だけではなくて、介護度ということが大きくかかわってくるのだと理解しています。それが正直言いまして、施設名で言うと、楽生園の方々の利用度というのは、それは重たいというか、高いといえますか、そういうのはわかっています。恐らくや回数も多いのだと思います。今、650万円ですか、その数字が話の中にありましたけれども、そういった方々を、また新規の方々に、歌志内市民に対してということになると、利用度も、あるいは介護度も変わってくるのだと思うのですが、今まで同様、頑張っていたいて、また人数をふやす、そして回数もふやすような状況づくり、それに関しては、利用する方だけではなくて、それを介護されている方々のためにも必要なことだと思うのですが、そういったことも連携をとりながら、たくさんの方々に利用していただく、利用のサービスの質も向上していただけるような、そんな状況づくりも考えての計画であってほしいと思いますが、答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） デイ・サービスセンターの運営につきましては、過去の指定管理期間中の中で、特に24年、25年については非常に状況が悪いという状況で御指摘を受け、2年間の指定管理期間ということを経験し、その後、改善策をとってきたという状況になっております。

今、議員からの御質問のとおり、質の問題についても、その際には非常に強く指摘をされておりましたので、その旨、現運営者のほうでさまざまな努力を重ねながら、職員の質につきましても、さまざまな研修会に出席をしたり、みずから有資格を保有したり、また、他施設等の状況を見ながら、いいものについては取り入れていくというような努力から、今の、先ほど申し上げたとおり、利用者数の、少しずつではありますがけれども、ふえてきたことについても、施設内部の状況も変わっている点の一つかなというふうに思っているところでございます。

○4番（下山則義君） わかりました。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第57号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第17 議案第58号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第58号指定管理者の指定について御提案申し上げます。

次のとおり、歌志内市老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、公の施設の名称、歌志内市老人福祉センター。
- 2、指定管理者となる団体の名称、歌志内市シルバーセンター。
- 3、指定管理者となる団体の所在、歌志内市字神威178番地1。
- 4、指定の期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。

提案理由は、歌志内市老人福祉センターにおける管理運営を、効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定しようとするものでございます。

指定管理者につきましては、歌志内市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の定めにより、募集要項等を定め、条例第5条第1項第1号の当該施設の性格、規模及び機能により、公募することに適さないものと判断し、歌志内市シルバーセンターを公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしました。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定の手続であることから、指定手続条例施行規則第5条に基づく選定委員会の開催を不要とするところですが、審査の客観性、公平性を確保するため、11月8日及び18日に選定委員会を開催し、広く意見を求めたところであります。

選定委員会では、申請書とともに、提出された事業計画書、収支計画書の確認を行い、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設の効用が最大限に発揮されるか、維持管理能力等、指定手続条例第4条に定める選定方法等に基づき、審議をしていただき、選定されたものでございます。

なお、指定管理者の概要、事業計画等につきましては、定例会資料の37ページから40

ページにございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第58号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 5 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第18 議案第59号令和元年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第59号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議案第59号令和元年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億395万8,000円とする。

2項は省略いたします。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願ひます。

第2表 債務負担行為補正。

1、追加。

事項、デイ・サービスセンター指定管理料。

期間、令和2年度より、至令和4年度。

限度額、1億5,300万円。

これは、デイ・サービスセンターを令和2年4月1日から令和5年3月31日まで3年間、歌志内市社会福祉協議会に管理委託するための予算措置であります。

事項、老人福祉センター指定管理料。

期間、令和2年度より、至令和4年度。

限度額、1,010万円。

これは、老人福祉センターを令和2年4月1日から令和5年3月31日まで3年間、歌志内市シルバーセンターに管理委託するための予算措置であります。

以上、議案第59号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出につきまして御説明いたしますので、6ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費19節負担金補助及び交付金20万2,000円の増額補正は、地域活動支援センターの利用者増加に伴う運営負担金の増で、歳入の国庫支出金及び道支出金において財源措置をしております。

5項児童福祉費2目児童福祉事業費20節扶助費303万4,000円の増額補正は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者増加に伴う障害児相談支援及び障害児通所支援の増で、歳入の国庫支出金及び道支出金におきまして財源措置をしております。

8款土木費5項住宅費1目住宅管理費23節償還金利子及び割引料25万4,000円の増額補正は、住宅移転及び退居者の増加に伴う市営住宅敷金返還金の増で、歳入の繰入金において同額を財源措置しております。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費13節委託料49万9,000円及び3項中学校費1目学校管理費13節委託料49万9,000円の増額補正は、小学校及び中学校の校務用パソコンのOS、ウインドウズ7が明年1月にマイクロソフト社のサポートが切れるため、OS更新に伴う設計委託料で、小学校、中学校とも14台のパソコンのOSをウインドウズ10に更新するものであります。

14款1項とも職員費1目職員給与費3節職員手当等23万3,000円の増額補正は、特別職期末手当の支給割合引き上げに伴う特別職手当の増で、改正内容は、先ほど議案説明のあったとおりであります。

15款、8ページにまいりまして、1項1目とも予備費211万5,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

なお、10、11ページは給与費明細書でございますので、御参照願います。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金8節児童福祉支援給付費負担金151万8,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました児童福祉サービス給付事業に係る国庫負担金で、2項国庫補助金2目民生費補助金1節市町村地域生活支援事業費補助金5万円の増額補正は、地域活動支援センター等運営事業に係る国庫補助金であります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金8節児童福祉費支援給付費負担金75万9,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました児童福祉サービス給付事業に対する道負担金で、2項道補助金2目民生費補助金2節市町村地域生活支援事業費補助金2万5,000円の増額補正は、地域活動支援センター等運営事業に係る道補助金であります。

18款1項とも繰入金4目1節とも敷金基金繰入金25万4,000円の増額補正は、市営

住宅敷金返還金の増加に伴う繰入金の増であります。

以上で、議案第59号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第59号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

## 散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時52分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      能    登    直    樹

署名議員      女    鹿            聡